

『『硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議の設置について』の
一部改正について』

「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議の設置について」（平成
25年3月21日関係省庁申合せ）について、以下のとおり改正する。

硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議の設置について

平成25年3月21日
関係省庁申合せ
平成25年9月18日
一部改正
平成27年4月1日
一部改正

1. 硫黄島に係る遺骨収集帰還について政府一体となって取り組むため、硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
2. 推進会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議 長	内閣総理大臣補佐官
副議長	内閣官房副長官補付内閣審議官
構成員	内閣官房副長官補付内閣参事官（財務担当）
	内閣官房副長官補付内閣参事官（厚生労働担当）
	内閣官房副長官補付内閣参事官（防衛担当）
	外務省北米局北米第一課長
	厚生労働省大臣官房審議官（援護担当）
	厚生労働省社会・援護局事業課長援護課長
	厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室長援護企画課外事室長
	防衛省大臣官房審議官
	防衛省大臣官房文書課長
	防衛省経理装備局施設整備課長

3. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
4. 推進会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省において処理する。
5. 前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議の設置について

平成25年3月21日
関係省庁申合せ
平成25年9月18日
一部改正
平成27年4月1日
一部改正

1. 硫黄島に係る遺骨収集帰還について政府一体となって取り組むため、硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議(以下「推進会議」という。)を設置する。
2. 推進会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣総理大臣補佐官
副議長	内閣官房副長官補付内閣審議官
構成員	内閣官房副長官補付内閣参事官(財務担当)
	内閣官房副長官補付内閣参事官(厚生労働担当)
	内閣官房副長官補付内閣参事官(防衛担当)
	外務省北米局北米第一課長
	厚生労働省大臣官房審議官(援護担当)
	厚生労働省社会・援護局事業課長
	厚生労働省社会・援護局事業課事業推進室長
	防衛省大臣官房審議官
	防衛省大臣官房文書課長
	防衛省経理装備局施設整備課長

3. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
4. 推進会議の庶務は、内閣官房の協力を得て、厚生労働省において処理する。
5. 前各号に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。